

佐倉市指定地域密着型サービス等に係る基準を定める条例の制定について

概要

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付け・枠付けを見直すという趣旨を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法：平成23年5月2日公布、第2次一括法：平成23年8月20日公布）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年6月22日公布）」が制定されました。

それらの中で、介護保険法等について改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準、具体的な内容としては、介護サービスごとに、事業所へ置かなければならない従業者の資格や員数、利用者の定員、必要な建物や設備、行うべき介護内容、運営上決めておかなければならないことなどを、都道府県や市町村の条例で定めることとされました。

佐倉市では、介護保険法に定められたサービスのうち、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準に係る3つの条例案につき、制定業務を進めています。

指定地域密着型サービスとは？

要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするための介護保険サービスです。

<地域密着型サービスの特徴>

- ・住み慣れた自宅や地域での生活を継続することを目的としているため、当市の地域密着型サービスを利用できるかたは、原則、要支援・要介護の認定を受けた佐倉市民のみとなります。
- ・利用者と施設職員がなじみの関係が築けるように小規模な施設となっております。

<条例の対象となる地域密着型サービスの種類>

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）
- ④ 小規模多機能型居宅介護
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ⑧ 複合型サービス

制定する条例(案)

- (1) 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例
- (2) 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例
- (3) 佐倉市指定地域密着型サービス事業者等指定条例

制定における考え方

条例制定にあたり、「従うべき基準」または「標準」とされている基準については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、「参酌すべき基準」とされている基準については、これまで現行の厚生労働省令の基準に則り、各事業所が適正に事業運営されていることから、厚生労働省令どおりに定めることを基本とします。

一部の項目については、市民ニーズ等、市固有の事情を踏まえ、現行の国基準と異なる基準を設けます。

条例で定める内容

1. 地域密着型サービスのうち、一般原則の他、1. 人員基準、2. 設備基準、3. 運営基準を定めます。

- (1) 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例(案)
- (2) 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例(案)

1. 人員基準については、従業者の員数や管理者、代表者の規定になります。

人員については、従うべき基準とされており、原則的には異なる内容とすることは許されていません。

2. 設備基準については、各サービスの提供に必要な居室の面積、設備の内容になります。

そのうち主に入所系のサービスにおける居室の面積の基準は、従うべき基準とされ、省令を遵守することとされています。

3. 運営基準については、各サービスにおける運営の基準となります。

その内容は、「基本取扱方針」、「介護計画の作成」、「受給資格等の確認」、「要介護認定の申請に係る援助」、「心身の状況」、「管理者の責務」等多岐にわたっています。これらは国の基準を参酌しつつ、それとは異なる内容で条例を定めてもよいとされています。

ただし、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保や秘密の保持等に密接に関連するものについては、省令に従うべき基準とされています。

◆地域密着型サービスの基準(概要)

大項目	項目	基準	サービス種類
	一般原則	参酌	全サービス
人員基準	従業者とその員数	従うべき	全サービス
	管理者		全サービス
	代表者	従うべき	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護
設備基準	居室の面積	従うべき	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス
	設備の内容	参酌	全サービス
	居室の定員	一部標準	地域密着型介護老人福祉施設
運営基準	基本取扱方針	参酌	全サービス
	介護計画の作成		
	受給資格等の確認		
	要介護認定の申請に係る援助		
	心身の状況の把握		
	管理者の責務		
	運営規程		
	サービス提供の記録		
	利用料等の受領		
	内容・手続きの説明と同意	従うべき	
	提供拒否の禁止		
	身体的拘束等の禁止		
	秘密保持等		

2. 地域密着型サービスに係る指定及び入所定員に関する基準を3つ定めます。

- ①地域密着型サービス事業者の申請者の資格は、法人であることとします。
 - ②地域密着型介護予防サービス事業者の申請者の資格は、法人であることとします。
 - ③地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は 29 人以下にすることとします。
- (3)佐倉市指定地域密着型サービス事業者等指定条例(案)

大項目	項目	基準	サービス種類
指定基準	申請者の資格	従うべき	全サービス
	入所定員	参酌	地域密着型介護老人福祉施設

3. 佐倉市条例に独自に設ける基準を2つ定めます。

- ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員について、従来通り多床室の整備を可能とすることとします。
 - ②ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の1ユニットの入居定員について、基準を明確にすることとします。
- (1)佐倉市指定地域密着型サービス基準条例(案)

①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員

ユニット型を除く地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員について、利用料金が安価な多床室の利用が望まれていることから、従来通り、多床室の整備を可能とするよう条例に規定します。

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>(設備)</p> <p>第三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p>	<p>(設備)</p> <p>第五十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p><u>ロ イの前段の規定にかかわらず、一の居室の定員は、入所者のプライバシーの確保に配慮を図ることができる場合は、四人以下とすることができる。</u></p>

②ユニット型地域密着型介護老人福祉施設の1ユニットの入居定員

1ユニットの定員について、従来「おおむね 10 人以下」となっておりましたが、佐倉市では、「おおむね」とする特別な事情には該当しないと考え、「おおむね」を削除した市独自の基準を条例に規定します。

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>(設備)</p> <p>百六十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 ユニットイ 居室 <p>(2)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p>	<p>(設備)</p> <p>第一百八十条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 ユニットイ 居室 <p>(2)居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。</p>